

税の申告はお早めに

期間の後半は窓口が大変込み合います

2月16日～3月15日

所得税・市県民税の申告時期になりました。期間は二月十六日 から三月十五日 まで。早めに済ませましょう。なお、所得税の申告をした人は、市県民税の申告をする必要がありません。



市民税課の申告窓口では丁寧に説明

所得税の申告は 勢多会館へ

二月十六日 から三月十五日 まで(還付・贈与税の申告は二月一日 から。個人事業者の消費税の申告は二月一日 から三月三十一日 まで)の平日午前九時から午後四時、勢多会館(南町四丁目)で受け付けます。なお、三月三十一日 まで前橋税務署内には申告会場はありません。このほか、二月十九日と二十六日 にも、申告の相談や受け付けを行います。ご利用ください。

確定申告が必要な人

昨年中に次のいずれかに該当する人です。
 事業所得がある 不動産所得がある 一時・雑所得がある 土地、建物、株式の売却などで所得金額が所得税の控除合計額を超える。
 また給与所得者で次に該当する人も申告が必要です。
 年間の給与収入が二十万円を超える 給与の支払いを一カ所から受けていて給与所得以外の所得(退職所得を除く)が二十万円を超える 給与などの支払いを二カ所以上から受けている 途中退職などで年末調整を行っていない。

なお、公的年金などの受給者で源泉徴収額がある人は確定申告が必要ありません。

還付申告で精算します。申告書には収支内訳書を添付。不動産・事業・農業・山林所得などがある人は、収支内訳書を作成し、申告書に添付してください。

国民年金保険料などの控除

昨年中に納めた国民年金保険料などを社会保険料控除として申告する場合、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が領収書などが必要です。なお、市県民税の申告も同じです。

申告書は自分で記入

申告書は「所得税の確定申告の手引き」を参考にし、自分で記入してください。郵送でも受け付けます。また、勢多会館へ申告書の作成や相談に出掛けるときは、筆記用具・印鑑・電卓・源泉徴収票などの所得関係書類・控除関係証明書類(国民年金保険料、生命保険料の控除証明書など)を忘れずに用意してください。なお、国税庁のホームページでは、確定申告書や収支内訳書を自分で作成することができます。アドレスは<http://www.nta.go.jp/tax>。

納税は口座振替が便利

口座振替は納め忘れがなく大変便利です。ご利用ください。

問い合わせは前橋税務署 224-4371へ。

市県民税の申告は 市役所市民税課へ

二月十六日 から三月十五日 まで(土日曜を除く)の午前九時から午後五時まで、市役所市民税課 大胡・宮城・粕川支所で申告を受け付け。市役所市民税課では二月二十六日 も申告を受け付けます。

期間中は窓口が大変混雑します。申告書は「市県民税の申告の手引き」を参考に事前に記入してください。また、申告をするときは筆記用具・印鑑・電卓・

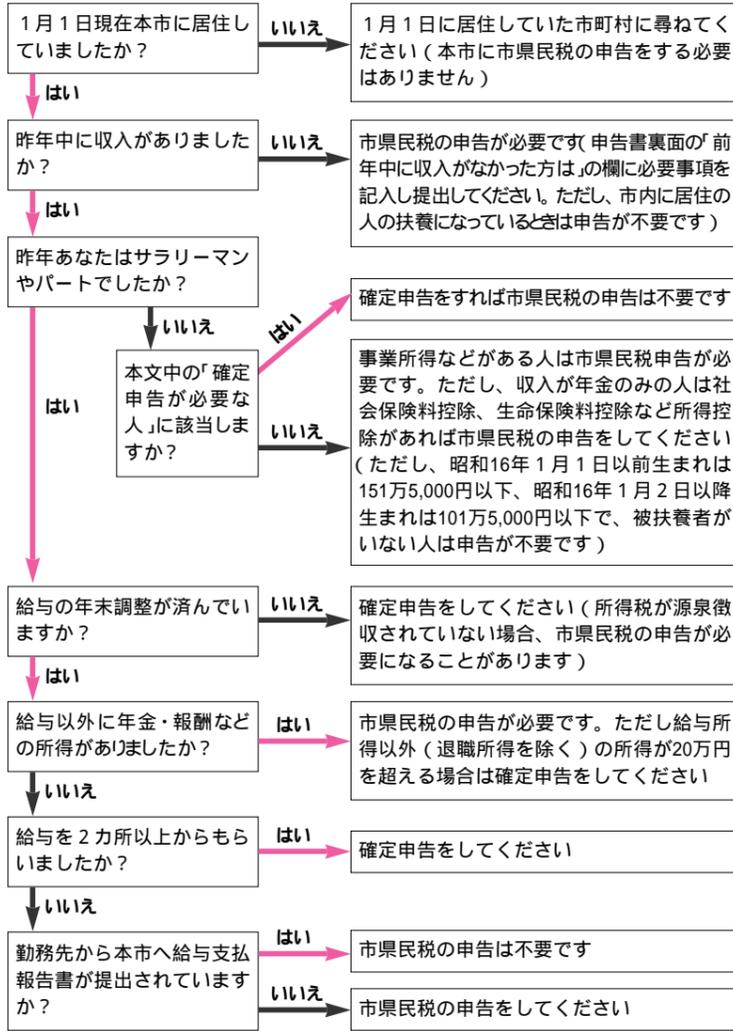
源泉徴収票などの所得関係書類・控除関係証明書類(国民年金保険料、生命保険料の控除証明書など)を忘れずに用意してください。

なお、郵送でも受け付けますので、記入済みの人は関係資料を添えて送付してください。

各コミュニティセンターでも

次の日程でコミュニティセンターでも申告を受け付けます。
 ターでも申告を受け付けます。
 日時 2月21日 3月1日
 3月3日、午前9時30分
 11時30分 会場 第五コミュニティセンター(文京町三

市県民税申告フローチャート



丁目) は第三コミュニティセンター(総合教育プラザ内)は第二コミュニティセンター(前橋保健センター内) 市県民税の申告が必要な人 一月一日現在、市内に住所があり、次に該当する人は市県民税の申告が必要です。
 営業・農業・不動産・配当(上場株を除く)などの所得があった 給与所得者で給与所得以外の所得(退職所得を除く)が二十万円以下 年金・恩給のみ受けていて各種控除(社会保険・扶養など)がある パートやアルバイトなどの収入があった 病氣・失業・学生などで所得がなく誰の扶養にもなっていない 扶養者が市外で課税される被扶養者 遺族年金や障害年金等の非課税所得のみ。
 公的年金などを受給している人 公的年金などから所得税が源泉徴収されている場合、確定・還付申告で精算します。源泉徴収票をご確認ください。
 なお、還付申告は二月一日から勢多会館で受け付けています。

申告用紙 前年の実績に基づき、該当すると思われる人には申告用紙を二月下旬に郵送します。用紙が届かなくても、申告が必要な人は、市民税課や各支所・出張所へ請求してください。
 市県民税の申告が不要の人 税務署へ所得税の確定申告をした 給与所得のみで年末調整され勤務先から「給与支払報告書」が提出されている。
 農業所得は収支計算で 農業所得は、収支計算で計算することが原則です。
 平成十六年分の農業収入が二百万円以上の人は経費目安割合による申告ができません。ご注意ください。なお、農地を持っている昨年中に農作物の販売収入が無かった人は、市民税課へ連絡してください。
 税制改正について 来年度市県民税課税の主な変更点は次のとおりです。
 生計を同一にする妻の均等割非課税措置の廃止による一律四千円課税(市民税三千円、県民税一千円) 老年者控除の廃止 六十五歳以上の「公的年金等控除額」の見直し 定率減税を七・五%、最大二万円に引き下げ 六十五歳以上で前年所得百二十五万円以下の非課税廃止 ただし、昨年一月一日現在で六十五歳以上の人は十八年度二分の二、十九年度三分の一を減額 専属控除の年齢制限の廃止。

問い合わせは市民税課 860-9206へ。